

就農直後の経営確立のため、経営開始資金を交付します。

# 経営開始資金について

交付額：1年につき150万円（経営開始から最長3年間）

**交付要件** 次の1から11までの要件を全て満たす必要があります。

**1 独立・自営就農時の年齢が、原則 50 歳未満であり、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること** ⇒ 青年等就農計画の内容や、面接などにより確認します。

**2 独立・自営就農であること**

自ら作成した青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っている状態をいいます。

具体的には、次の要件をすべて満たすものです。

① 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。

※ 農地の所有権または利用権を交付対象者が有している場合は、①農地法第3条の許可または農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の作成・公告、②農地中間管理機構法に基づく農用地利用配分計画の作成・公告により確認します。

② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りていること。

③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

**3 青年等就農計画(認定新規就農者)の認定を受けていること**

**4 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料を添付したものが以下の基準に適合していること**

① 農業経営開始 5 年後までに農業(農業生産のほか、自らの生産に係る農産物を使った関連事業(農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等)も含む。)で生計が成り立つ実現可能な計画である。

※生計が成り立つ所得水準とは、個人経営で 200 万円以上、夫婦の場合は 250 万円以上。

② 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

**5 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスクを負うこと**

交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市町村長に認められること。なお、一戸一法人(世帯員のみで構成される法人)以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外。

**6 人・農地プランへの位置づけ**

市町村が作成する、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられていることまたは位置づけられることが確実であること。または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。

**7 次の①から③の条件に該当していること**

①生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

②農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

③経営継承・発展支援事業による補助金の交付を受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

※生活保護や失業保険、遺族年金等、生活費を目的とした国の事業と重複受給できません。

**8 園芸施設共済の引受対象となる施設を有する場合は、園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険又は施行事業者が提供する保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること**

## 9 前年の世帯全体の所得が 600 万円以下であること

⇒世帯全体の所得を、確定申告書の写しや所得証明書等により確認します。

## 10 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること

## 11 平成31年4月以降に農業経営を開始した者であること

### 交付の特例

#### 1 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。

次の要件をすべて満たすものです。

- ① 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- ② 主要な経営資産を夫婦で共に所有していること。(夫婦それぞれの名義のものがあること。)
- ③ 夫婦共に人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、または位置づけられることが確実であること。

#### 2 複数の青年就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに資金を交付する。

当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、または位置づけられることが確実であること。

### 交付期間中および交付終了後について ※主な事項を記載しています。

- ① 交付期間及び交付終了後5年間、毎年7月末・1月末に、その直前の6か月の就農状況等の報告が必要です。(作業日誌、帳簿、農地の一覧、機械・施設の一覧、申告書の写しや所得証明書等を添付し、就農状況報告書を毎年2回提出していただきます。)
- ② 交付期間中及び交付終了後5年間は、就農状況の確認のため、関係機関による面談や、現地確認などを定期的に行います。
- ③ 交付期間及び交付期間終了後、年間150日・1200時間以上2000時間程度の営農を継続することが必要です。(面談、現地確認等により営農継続の確認を行います。)

### 交付停止

- 1 交付要件を満たさなくなった場合
- 2 農業経営を中止または休止した場合
- 3 毎年7月末・1月末に、その直前の6か月の就農状況等の報告を行わなかった場合
- 4 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合
- 5 就農状況の確認等により、適切な就農を行っていないと市が判断した場合

⇒ 計画の達成に必要な農業経営資産を縮小した場合、耕作すべき農地を遊休化した場合、農産物を適切に生産していない場合、農業生産等の従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合、市から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取り組みを行わない場合 など

### 返還

- 1 交付停止事項に該当した時点がすでに交付した資金の対象期間中である場合(月単位で返還)
- 2 虚偽の申請を行った場合(経営開始資金の全額を返還)
- 3 経営開始資金の交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合

☆ 資金の交付を受けた方は原則として自らが所得税の確定申告を行うことが必要です。

## 申請の際に必要なもの

1	青年等就農計画の写し	あらかじめ、青年等就農計画(認定新規就農者)の認定が必要です。
2	青年等就農計画認定書の写し	認定後、認定を受けた計画の写しと認定書の写しが必要です。
3	様式第1号	※指定の様式あり 様式は、農林課窓口または東根市 HP 内にあります。
4	履歴書	
5	収支計画書	
6	農地、農業機械・施設の一覧表	
7	営農通帳・帳簿の写し	◎ 農産物等の売上げや生産資材等の経費の支出等を自らの名義の通帳及び帳簿で管理しているか、確認します。 ※ 経営開始後間もなく出荷物等がない場合は本人の営農口座の通帳のみ確認し、帳簿は就農状況の確認の際に確認します。
8	本人名義の農産物出荷伝票や生産資材を購入したときの納品書、請求書、領収書の写し	◎ 自らの農業経営にかかる、生産物や生産資材等を自らの名義で出荷・取引していることを確認します。 ※ 経営開始後間もなく出荷物などがない場合は出荷・取引があった時点で確認します。
9	前年の世帯全員の所得を証明する書類 (源泉徴収票・所得証明書等)	◎ 所得制限が設けられているため ※ 所得証明書は 1/1 現在の住所地の税務課にて発行。
10	本人の国民健康被保険者証の写し	生活保護受給の有無を確認します。 ※ 国民健康被保険者証でない場合はご相談ください。
11	本人の身分証明書(写真付きの公的証明書)	運転免許証、パスポートなどの写し
12	個人情報の取扱い(同意書)	※指定の様式あり 様式は、農林課窓口または東根市 HP 内にあります。
平成 29年 4月 1 日以降に離職した者		
13	離職票の原本または雇用保険受給資格者証の写し	失業保険と重複受給していないか確認します。
農地の所有権を有している場合		
14	登記事項証明書(全部事項)	※ 登記事項証明書(全部事項) … 法務局で発行。
農地を借りている場合		
15	許可書と契約書または計画書の写しのいずれか	※ ①農地法第 3 条の許可または農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の作成・公告、②農地中間管理機構法に基づく農用地利用配分計画の作成・公告が必要です。 ⇒ ①農業委員会にご相談ください。 ②東根市農協または東根市農林課にご相談ください。
農業機械・施設の所有権を有している場合		
16	購入の際の領収書または固定資産台帳等の写し	
農業機械・施設を借りている場合		

次のページにつづく

17	契約書の写し	※ 参考様式あり。その写しを提出
経営の全部または一部を継承する場合		
18	過去の経歴を証する書類(例えば就業証明書、卒業証明書、住民票(遠隔地に住んでいた場合)など)	※ 義務教育または高等学校または高等専門学校卒業後のすべての経歴を確認できる証明書類
複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合		
19	法人の履歴事項全部事項証明書	※ 法務局で発行。
20	役員名簿	※ 任意の様式。役職名・氏名・住所・生年月日を記入。
夫婦で農業経営を開始する場合		
21	家族経営協定書	※ 任意の様式。協定の内容については、東根市農林課窓口まで
前年までに農業経営を開始している場合		
22	経営開始して以降の年の本人の確定申告書の写し	※ 家族とは別に部門経営をしている方は、部門経営に関する(部門経営が含まれる)確定申告書(写し)※計算書も添付
その他		

詳しくは、東根市経済部農林課（市役所2階）までお問い合わせください。

TEL.0237-42-1111（内線2752）

申請の際は、本人からの内容聞き取りが必要となるため、事前に連絡のうえ、申請者本人が農林課にお越しください。

交付要件等は農林水産省 HP にも掲載してあります。

農林水産省 HP 【 [http://maff.go.jp/j/new\\_farmer/n\\_syunou/roudou.html](http://maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html) 】

申請の際の指定の様式は、市HPよりダウンロードできます。

農林課 HP 【 [http://www.city.higashine.yamagata.jp/section\\_list/section011/1549.html](http://www.city.higashine.yamagata.jp/section_list/section011/1549.html) 】

× モ